日本マレーシア研究会規約

日本マレーシア研究会会則

第1条(名称)

この会は、日本マレーシア研究会(Japan Association for Malaysian Studies)と称し、JAMSと略称する。

第2条(目的)

この会は、マレーシアに対し様々な観点から関心を 持つ有志相互の交流を図ることを通じて、マレーシ アが関わる幅広い現象・地域に関する研究を促進 し、その成果を広く社会に還元するとともに、学術 文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条(事業)

この会は、前条の目的を達成するために次の事業 を行う。

- (1)研究大会の開催
- (2)公開セミナーや地区ごとの研究例会など研究集会の開催
- (3)会報の発行
- (4)会員間の交流を図るための諸活動
- (5)その他、この会の目的を達成するのに必要な事業

第4条(会員)

会員は、この会の目的に賛同し、所定の会費を納めた個人または法人とする。

第5条(会長)

- 1.この会に会を代表する会長を1人おく。
- 2.会長は、別に定める規定に基づいて実施された

選挙を経て、会員の中から総会において選任する。

- 3.会長の任期は2年とし、再任をさまたげない。
- 4.何らかの事情により会長の職務執行が不可能な場合、会長のあらかじめ指名する会員がその職務を代行する。

第6条 (運営委員)

- 1.この会は、会の運営のために必要な役職を分担する運営委員若干名をおく。
- 2.運営委員は、会長による指名に基づき、会員の中から総会において選任する。
- 3.運営委員の役職は別に定め、兼任をさまたげない
- 4.運営委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。
- 5.運営委員は運営委員会を組織し、運営委員の互 選により運営委員長を選任する。運営委員長は運 営委員会の活動の統括責任を負うと同時に、この 会の会務を統括する。
- 6.何らかの事情により運営委員の職務執行に支障が生じた場合、運営委員会で協議のうえ、運営委員会の指名する会員がその職務を代行または補佐する。

第7条 (総会)

- 1.通常総会は、毎年1回会長が招集する。
- 2.臨時総会の招集については別に定める。

第8条(事務局)

この会は事務局を運営委員会の定める場所におく。

第9条(細則)

この会則の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、これを定める。

第10条 (変更)

この会則の変更は、総会での出席者の4分の3以 上の議決を経て、これを行う。

付則

1.この会則は2003年12月13日より施行する。

2.この会則の施行の日から2004年3月31日までは、 この会則の施行以前に選任された2003年度の会 長および運営委員が引き続きその任につくこととす る。

3.この会則に基づく第1回の会長の選任にあたっては、2003年度の運営委員が選挙管理委員を指名して同年度内に会長選挙を実施し、その当選者(会長予定者)が2004年4月1日より総会において選任されるまで暫定的に会長の任につくこととする。

以上

日本マレーシア研究会細則

第1条(目的)

この細則は、日本マレーシア研究会会則に基づいて日本マレーシア研究会の運営を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (会計年度)

会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第3条(会費)

1.会員は会費として年額2000円を納入するものと

する。会費の納入期限はその年度の3月31日までとする。

2.海外の住所を郵便物送付先として登録する会員 は、送料として年額1000円を負担する。

第4条(入会)

この会に入会しようとする者は、必要事項を記した 所定の入会申込書を事務局に提出し、初年度の 会費を納めなければならない。

第5条(退会)

会員が退会しようとするときは、すみやかに事務局 に届け出なくてはならない。ただし在籍期間中の会 費を完納していない場合には退会を認めない。

第6条 (権利の停止)

1.会費を2年分滞納した者は、運営委員会の承認 を経て、会員の権利を停止することができる。会員 の権利を停止された会員が滞納会費を完納した場 合には、運営委員会の承認を経て、権利の停止を 解除することができる。

2.前項でいう会員の権利には、総会への出席ならびに議決への参加、総会の議案の提案、会報や研究大会案内などこの会からの送付物の受領、会員メーリングリストへの参加を含むものとする。

第7条 (除籍)

会費を3年分滞納した者は、運営委員会の承認を 経て、除籍することができる。

第8条 (再入会)

この会を除籍となった者の再入会は、在籍期間中の滞納会費を完納した場合にのみ認める。

第9条(会長の任期)

会則第5条第2項に基づき選任された会長の任期は、選任された総会が開かれた翌年度の4月1日より、その翌々年度の3月31日までとする。

第10条 (運営委員の任期)

会則第6条第2項に基づき選任された運営委員の 任期は、選任された総会が開かれた翌年度の4月1 日より、その翌々年度の3月31日までとする。

第11条 (運営委員会)

- 1.会則第6条第5項に基づく運営委員会は、事務 局を構成する各運営委員(総務委員、会計委員、 会計監査委員、会員情報委員、会報編集委員)お よび地区委員により構成される。
- 2.地区委員は関東地区および関西地区を常設と する。それ以外の地区については、運営委員会の 承認を得て設置することができる。

第12条 (臨時総会の招集)

会則第7条第2項に基づく臨時総会は、以下の各 号のいずれかを満たす場合に会長が招集する。

- (1)運営委員会が必要と認めたとき。
- (2)会員資格停止者を除く会員現在員数の5分の1 以上が、会議に付議すべき事項を示して書面をもって総会の招集を請求したとき。

第13条(総会の議題の決定)

- 1.総会の議題は運営委員会が決定する。
- 2.会員は、総会以前の定められた期間に、運営委員会に対して書面をもって議題を提案することができる。なお、会員 5 名以上が提案した議題は、必ずこれを総会の議事に含めなくてはならない。
- 3.総会において、出席した会員(細則第 16 条第 1 項による出席者を除く)の 5 分の 4 以上の同意があるときは、あらかじめ用意された事項以外を議題と

することができる。

第14条 (総会の議長)

総会の議長は、会議のつど、出席した会員(細則 第16条第1項による出席者を除く)の中から選出す る。

第15条 (総会の議決事項)

通常総会は、この会の会則、細則、その他規定に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業報告および収支決算についての事項
- (2)事業計画および収支予算についての事項
- (3)その他運営委員会が必要と認めた事項

第16条 (総会の議決)

- 1.総会議事につき書面をもってあらかじめ意志を 表示した者、および他の会員を代理人として議決 を委任した者は、出席者とみなす。
- 2.総会の議決は、この会の会則、細則、その他規 定に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半 数をもって決し、可否同数の時は、議長の決すると ころによる。

付則

- 1.この細則は日本マレーシア研究会会則の施行の日から施行する。
- 2.会則付則第3項に基づく会長の任期は、2004年 度の総会において選任されるまでの暫定的な期間 も含め、2004年4月1日より2006年3月31日までの 2年間とする。

以上

日本マレーシア研究会会長選挙規定

第1条(目的)

この規定は、日本マレーシア研究会会則第5条第2項に基づき、会長の選任を円滑に行うため、会長の予定者の選挙について規定し、日本マレーシア研究会の健全な発展を期することを目的とする。

第2条 (選挙管理)

1.会長予定者の選挙は選挙管理委員の管理のもとに行う。

2.選挙管理委員は、運営委員会がこれを指名する。

第3条 (選挙権および被選挙権)

1.本規定による選挙権および被選挙権をもつ者は、 本会の会員とする。

2.選挙人名簿は、会長の改選が行われる前の定められた時期の会員名簿とする。ただし、その時点での会員資格停止者は除くこととする。

第4条 (選挙の方法)

1.会長予定者の選挙は会員の直接選挙によって行う。

2.会長候補は1名以上の会員の推薦を受けた会員とする。

3.会長候補の推薦権および被推薦権をもつ者は、 本会の会員とする。ただし、会員資格停止者は推 薦権および被推薦権をもたない。

4.選挙管理委員は、会長の改選が行われる前の定められた時期に、会長候補の推薦権をもつ会員に対し、その会員が届け出ている郵便物郵送先に宛てて、会長候補の推薦を求める通知を発送する。 5.会長候補を推薦する会員は、必要事項を記入した所定の推薦書を所定の期間に選挙管理委員に提出する。

6.同一の会員が同時に2名以上の会長候補の推

薦者となることをさまたげない。

第5条(投票と開票)

1.会長候補が1名である場合、選挙管理委員は当該の会長候補の推薦書の複写を会員に送付する。 投票は行わず、当該の会長候補を当選とし、会長予定者とする。

2.会長候補が2名以上である場合、選挙管理委員 はそれぞれの会長候補の推薦書の複写一式とも に投票用紙を会員に送付する。会員は所定の期 間に所定の方法によって投票を行う。投票は所定 の投票用紙による無記名投票とし、会長候補1名を 記名するものとする。選挙管理委員は投票結果を 集計し、最多得票の会長候補を当選とし、会長予 定者とする。得票が同数の場合は、各会長候補の 委任を受けた開票立会人によるくじ引きで順位を 決することとする。

3.選挙管理委員は、選挙後の最初の総会において会長予定者を報告する。

第6条 (変更)

この規定の変更は、総会の議決を経て、これを行う。

付則

この規定は日本マレーシア研究会会則の施行の日から施行する。

以上

【事務局注】

会員総会で提案された事務局案には細則第 16 条 2 にワープロの変換ミスによる明らかな誤字が 1 箇 所ありました。ここでは該当箇所を訂正したものを 掲載しています。